



TPPと日本農業 XVII

— TPP11は決着、国内手続きへ —

農的社会・デザイン研究所

代表 蔦谷 栄一

TPP11が最終決着

トランプ政権の発足と同時に、アメリカのTPP離脱が宣言され、これを受けて残りの一一か国によってTPP11の交渉が展開されてきた。

昨年の一一月にはTPP閣僚会議で大筋合意をしたものの、カナダやベトナム等が主張する項目については継続協議とされ、交渉が続けられてきた。

来年にも発効の見通し

TPP11の最終決着にともない、三月の八日に、チリのサンチャゴで署名式が行われる予定だ。この署名を受けて各国は発効に向けた国内手続きに入るようになるが、我が国は今国会で

協定承認案と関連法案を提出する方針だ。TPPは六か国以上が国内手続きを終えれば発効することになっているが、ニュージーランドやメキシコをはじめとして早期の議会承認が予想されている国もあって、早ければ来年にも発効するとの見通しが出されている。

経済圏は当初の三分の一

当初のアメリカが入ったTPPは、GDP、貿易額、人口の世界全体に占める割合は、三七・五割、二五・七割、一一・三割であったが、TPP11では一一・九割、一四・九割、六・九割と大幅に縮小する。

しかしアメリカ抜きでTPPとはいえず、自動車や食品等の輸出拡大や、生産コストの低減、さらには電子商取引（EC）のルールが固まることによってIT業界のアジア展開の自由度が高まると見るなど、企業は

追い風を期待する向きが強い。政府試算はGDPで約一・五割の増加を見込む。

拡大する市場開放

そこで農業分野の内容を見ると、農林水産物の八二割で関税撤廃されるが、米や牛肉などの重要品目について関税撤廃は免れたものの大幅な市場開放に踏み切ることになる。

例えば米はミニマムアクセスの枠外で、オーストラリアに六〇〇〇ト、一三年目には八四〇〇トの輸入枠を新設する。牛肉については全参加国に対し、現行の関税三八・五割を、一六年かけて段階的に削減して九割に引き下げる。豚肉については差額関税制度が維持されるものの、低価格帯については従量税（一キログラムあたり五〇円）を二〇年目に五〇円まで削減、高価格帯については従価税（四・三割）を一〇年目に撤廃する。また

脱脂粉乳・バターについてはニュージーランドとオーストラリアにアメリカも加えて七万ト（生乳換算）の低関税輸入枠を設定、チーズについてはニュージーランド・オーストラリア産に各一五〇トの輸入枠（プロセスチーズ）を設定などとなっている。

農産物への影響については政府試算は、国内対策によって、また生産コストの低下によって所得・生産量は変わらない、すなわち影響はないとしている。

これではある程度の国内対策は講じられても、影響が出れば農家なり資材メーカー等のコスト削減努力が足りない、自己責任だというふうにされかねない。

問われる政府の姿勢

そもそもTPP11では、一二か国によるTPPで合意した乳製品の七万トの輸入枠については、アメリカの離脱にともなう縮小してしかるべきであった。ところが日本政府は修正要望を交渉のテーブルに上げることが見送った。日本の農業に配慮して、再協議規定は盛り込んだとはするもの

の、「日本は全然、何も主張していない」と言われても止むを得まい。カナダやベトナムが、自国の利益確保のために最後まで粘り抜いたのとは好対照で、まずは合意ありきで、日本農業を守るという意思を感じ取ることができない。

アメリカがTPPに?

こうした一方で、日米経済対話の事務会議が一月に開かれ、アメリカ産牛肉の月例制限の撤廃が求められ、あわせて牛肉の緊急輸入制限措置（セーフガード）の見直し、ポストハーベスト農薬の定義見直しなどで揺さぶりをかけられている。

さらに一月二十五日には、トランプ大統領が、「TPPはひどい協定だ」としながらも、「はるかに良い協定になるならば、(TPPに)参加するだろう」と述べたことが報じられている。TPPに日米FTAが絡み、先行きの見通しは困難だ。日本農業は後退を余儀なくされるばかりで、政府はこれを守る意思を持たなければ、すべては茶番で、日本農業の壊滅を招くだけだ。